連光寺・若葉台里山保全地域周辺の地下水環境について

1 地質

90.0

80.0

- ・ 保全地域の湿地部は有機質粘土からなり、ほぼ同じ標高から下部に出店層が分布する。
- ・ 出店層の第1砂礫層(Ddg1)(透水係数 1.35×10⁻⁷m/s)、下部の第2砂礫層(Ddg2)(透水係数 2.39×10⁻⁸ m/s)で、特に第2砂礫層の透水性が低く、遮水層として機能している可能性がある。
- ・ 湿地部の周辺は、ローム層及び盛土部等の造成地から構成されている。
- ・ ローム層下部の古期ローム層(Tc)は、粘性が高く難透水性の地層である。

ls3



古期ローム層

御殿峠礫層

Is2

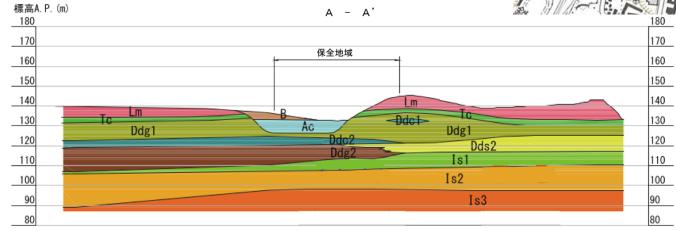
第1砂質土層

第1 粘性土層

ローム・凝灰質粘土

礫混じり細砂・粘土質細砂・粘土混じり細砂

砂質粘土・粘土質細砂・礫混じり粘土



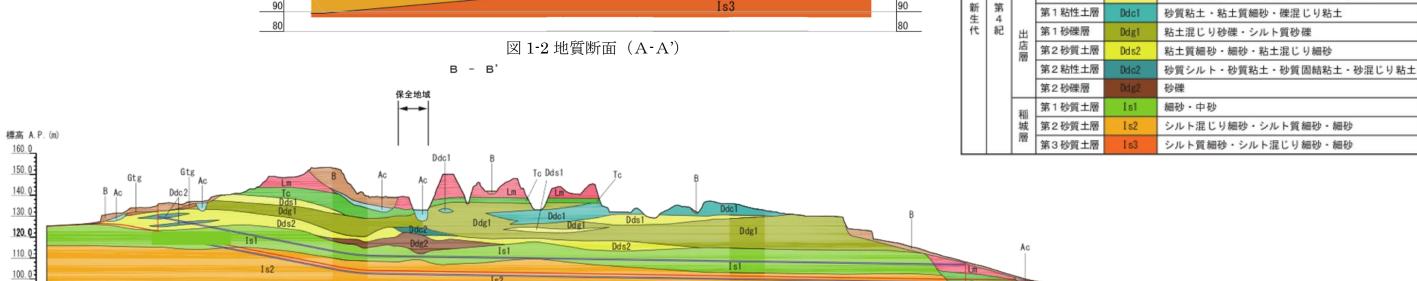


図 1-3 地質断面 (B-B')

Is3

図 1-1 は「特例環境配慮書 - 多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線(稲城市百村~多摩市聖ケ丘五丁目間)建設事業 - 令和元年 5 月 東京都」より作成 図 1-2 及び図 1-3 は「特例環境配慮書 - 多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線(稲城市百村~多摩市聖ケ丘五丁目間)建設事業 - 令和元年 5 月 東京都」より抜粋

Is2

2 地下水位

- ・ 保全地域の湿地に近いボーリング調査箇所(W2,W3)の地下水位は、A.P.135m 前後を推移しており、湿地レベル(約 A.P.133m)よりも高い標高にある。
- ・この地下水は浅い、古期ローム層上を流下していると考えられる。
- ・ 地下水は、保全地域の西側の透水性の高い御殿峠礫層(Gtg)を含む尾根部を涵養域として、出 店層(Dd)、稲城砂層(Is)の南東側の低地を流出域としていると推察される。
- ・ 出店層と稲城砂層の地下水の流動系には、時間的な差があり、それぞれに地下水が流下していると考えられる。

			保全地块	或に近い	調査地点	点の地層	及び地で	下水位額	測結果		
地点 番号	地	層名	番名 記号 深ル		AMILIANIESC		(1	観測結果 漂高A.P.(m		水頭	備考
							最小	最大	平均		
W2	出店層	第1砂礫層	Ddg1	14.0~ 16.0	50.1	141.8	124.9	136.5	133.9	0	年間通して水頭 が確認される
W3	出店層	第1砂礫層	Ddg1	8.9~ 10.9	54.2	144.6	133.7	137.1	135.7	0	年間通して水頭 が確認される

表 2-1 保全地域に近い調査地点の地層及び地下水位観測結果



図 2-1 現地ボーリング・地下水位調査地点

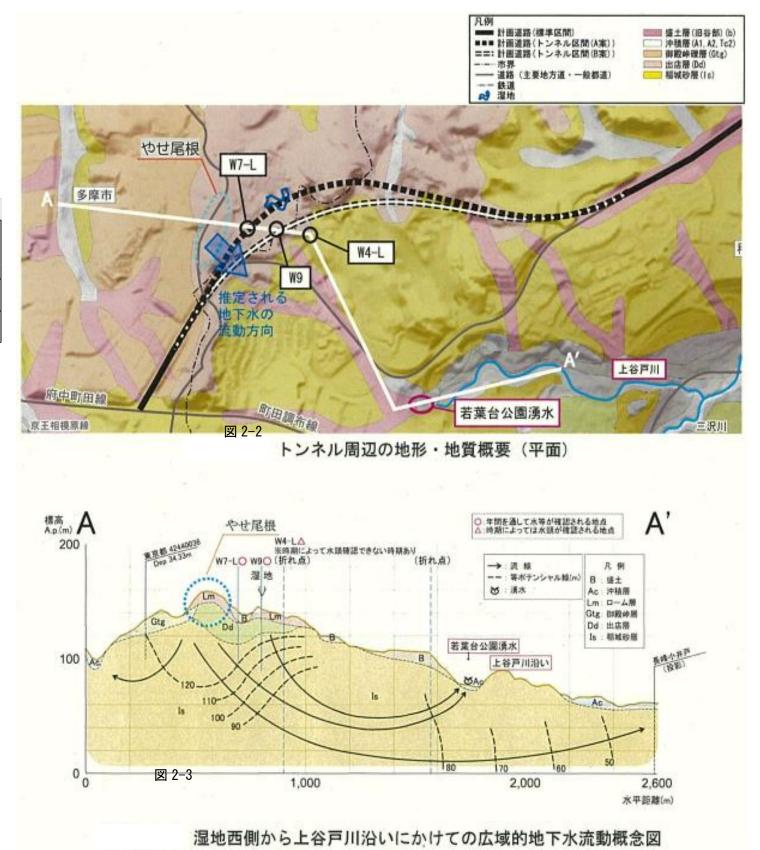


表 2-1 は「特例環境配慮書 -多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線(稲城市百村〜多摩市聖ケ丘五丁目間)建設事業- 令和元年 5 月 東京都」より一部抜粋 図 2-1 は「特例環境配慮書 -多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線(稲城市百村〜多摩市聖ケ丘五丁目間)建設事業- 令和元年 5 月 東京都」より作成 図 2-2 及び図 2-3 は「特例環境配慮書 -多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線(稲城市百村〜多摩市聖ケ丘五丁目間)建設事業- 令和元年 5 月 東京都」より抜粋

3 湧水の状況

- ・ 共同井戸から IF-2 を通り、IF-1 につながる暗渠管により水が湿地に流入している。
- IF-2 の数値より IF-1 の数値が大きいことから、共同井戸以外からの水の流入があることが分かる。
- ・ 2月を除き、湿地への水の流入量(IF-1)よりも湿地からの流出量(OF)の方が多いため、IF-1からの水の流入に加え、湿地内で湧出している湧水も湿地の水環境の維持に寄与していると考えられる。
- ・ 主な湧水地点が5箇所確認され、その他多雨期には数箇所増加している。
- ・ これらの湧水は、集水域に降った雨が浅い地層(盛土・埋土層(B)、沖積層(Ac)、新期ローム層 (Lm))に浸透し、その下位に分布する難透水性の古期ローム層(Tc)の上に集積流下した地下水が湧出しているものと考えられる。

単位: m3/日 (雨量除く)

		流入量 流出量 湿地からの								
年月		共同井戸からの流入量	湿地への流入量	湿地から		湿地から の流出量 の合計	連地からの 流出量 ー 湿地への 流入量	雨量 (mm/月)		
		IF-2	IF-1	0F-1	0F-2	0F	0F - IF-1	R-1		
	3月	_	49. 36	68.59	25. 48	94. 07	44.71	74. 0		
	4月	41.55	48. 35	56. 55	25. 46	82. 02	33.67	109. 0		
	5月	29. 13	37. 31	77. 22	22. 26	99. 48	62.16	94. 5		
	6月	34.93	45. 06	73.34	28.05	101. 39	56.33	130. 5		
平成 28 年	7月	38. 33	54. 79	69.83	38. 25	108. 07	53.28	147. 5		
十成 20 平	8月	78.79	106. 66	147.06	111.35	258. 40	151.74	413.0		
	9月	130.60	154. 78	271.91	147.79	419. 70	264.92	324. 5		
	10月	33.03	76. 13	66. 57	51.90	118. 47	42.34	55. 0		
	11月	38.54	54. 75	60.43	25.84	86. 27	31.52	123. 0		
	12月	40.64	67. 97	80.29	27.78	108. 08	40.11	75. 0		
平成 29 年	1月	33. 99	38. 37	46.08	15. 44	61. 51	23.14	22. 5		
十八人 25 午	2月	26. 43	31. 20	21.60	6.86	28. 45	-2.75	10. 5		
平均	J	47.84	63. 73	86.62	43.87	130. 49	66.76	131. 6		
年間合計(r	n³/年)	15, 980. 19	23, 260. 38	31,617.22	16,012.36	47, 629. 58	24, 369. 19	1, 579. 0		

注) IF-2 は4月から測定開始、年間合計は11ヶ月分の合計値です。

表 3-1 流量の測定結果

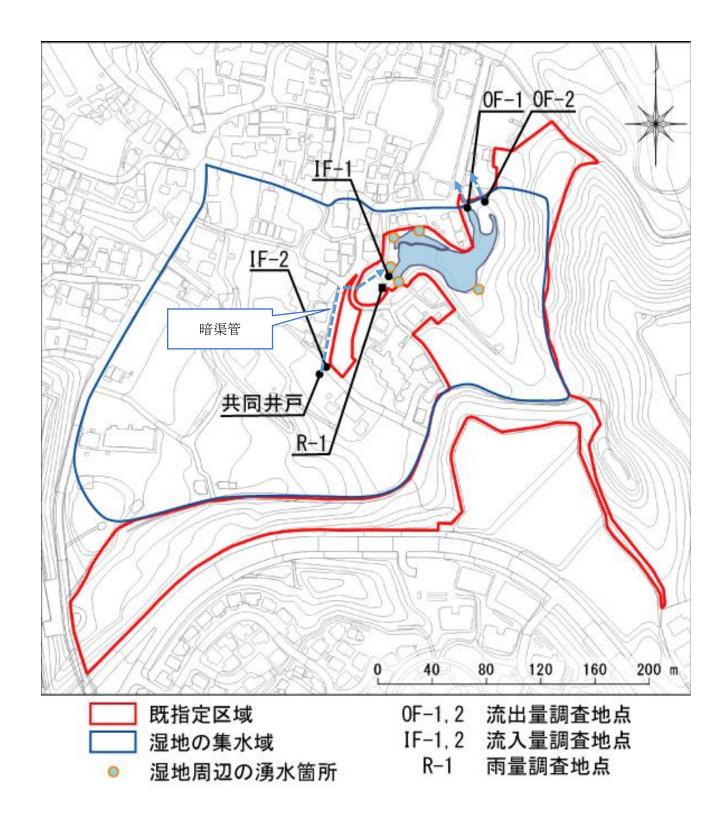


図 3-1 流量・雨量調査地点

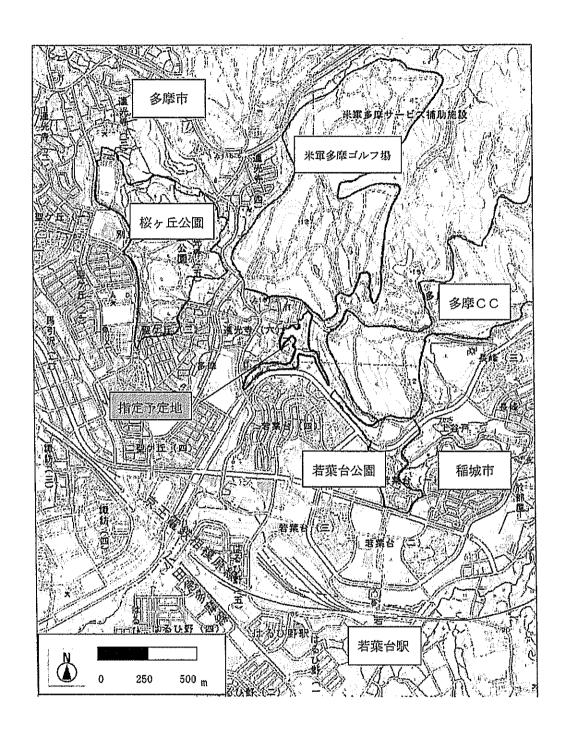
表 3-1 は「特例環境配慮書 - 多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線(稲城市百村〜多摩市聖ケ丘五丁目間)建設事業- 令和元年 5 月 東京都」より抜粋 図 3-1 は「特例環境配慮書 - 多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線(稲城市百村〜多摩市聖ケ丘五丁目間)建設事業- 令和元年 5 月 東京都」より作成

連光寺・若葉台里山保全地域 の指定について

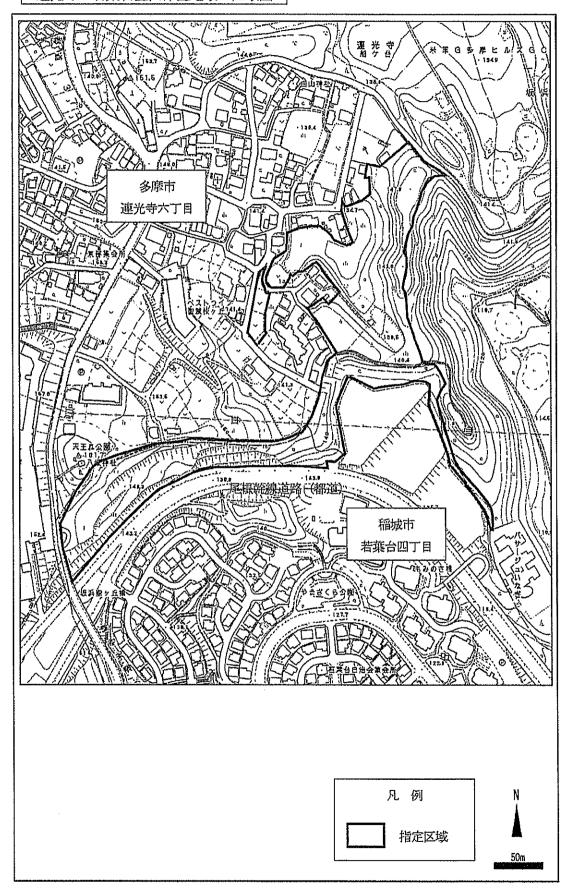
指 定 書 保全計画書

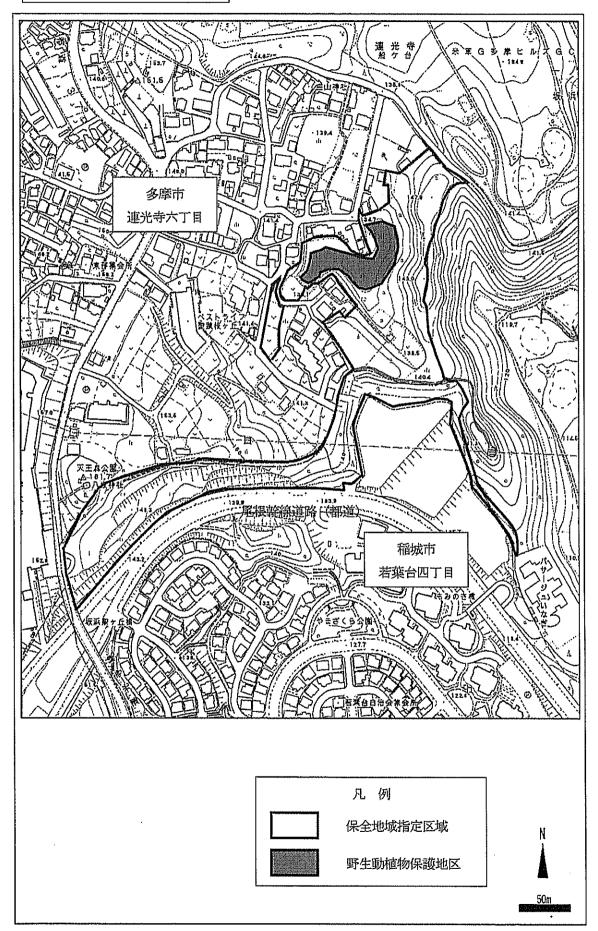
平成26年11月14日

東京都環境局自然環境部



連光寺·若葉台里山保全地域 区域図





保全地域指定書

1 種 別 里山保全地域

2 名 称 連光寺・若葉台里山保全地域

4 区 域 別表及び別図に示す地域

5 指 定 面 積 32.923m²

6 区域の概要

当区域は、多摩丘陵の北部である多摩市東部、稲城市との 市境に位置し、多摩川の支流にあたる谷戸川水系に含まれる。 自然地形の残存する谷戸は、小規模であるが、周辺の緑地と 連続することによって、まとまりのある緑地の一部を構成し ている。湿地にはかつての水田景観や畑地から連続する落葉 広葉樹林の景観があり、多摩丘陵において人とのかかわりの 中で形成されてきた里山環境の面影を見ることができる。

区域内の谷底面は、ミゾソバやヨシ等の湿性草地となっており、水路や湿地が維持されている。北東部の斜面樹林地にはコナラ等の雑木林や竹林が見られる。湿地と樹林地をつなぐ場所には農地があり、谷戸の集水域に位置し水源涵養の役割を担っている。また、農地からつながる南側の斜面地にはコナラやヤマザクラ等の高木やススキ群落も見られる。

こうした多様な環境が組み合わさった当地域では、キバサナギガイ等の希少な貝類やタマノカンアオイ等の希少植物、ヘイケボタルやホトケドジョウといった水生生物も生息している。

(1) 都市計画上の区域

市街化区域

- (2) 都市計画上の用途地域
- 第一種低層住居専用地域
- (3) 土地所有関係

多摩市、稲城市、東京都ほか

6 指定理由

当区域は多摩丘陵の北部に位置し、小規模ながらも東京の 丘陵地に特徴的な景観である谷戸地形を維持している。区域 内には湿地、草地、農地、自然林があり、これらが組み合わ さった多様な環境を保有している。

また、谷戸の湿地は、キバサナギガイやミズコハクガイ等、 絶滅危惧種である陸産、淡水産の貝類の都内唯一の稀有な湿 地環境となっているなど、多くの希少な生物が生息している ことから、将来にわたり生物多様性の保全と里山景観を確保 することが急務である。 多摩市連光寺六丁目

9番6、9番14、9番15、9番16、9番21、9番22、9番25、 9番38、9番39、10番3、10番9、10番12、10番13、 10番14、10番15、10番19、10番21、10番22、10番23、 10番24、10番25、10番26、11番9、11番10、11番11、 11番12、11番13、11番42、11番43、11番44、11番45、 11番46、11番49

稲城市若葉台四丁目

28番、29番

保全計画書

1 自然の概況及び特質

当区域は、多摩丘陵の北部に位置し、多摩川の支流に当たる谷戸川水系の流域に含まれる。多摩丘陵の北部は、昭和四十年代から多摩地区で進められた新住宅市街地開発事業(多摩ニュータウン計画)によって宅地化が進み、そのほとんどが造成されている。しかし、当区域の位置する都道百三十七号線の東側の一部は、新住宅市街地開発事業の対象から外れた場所に当たり、現在でも樹林地、耕作地、休耕地の湿地等が残存する場所となっている。

当区域の谷戸及び樹林地には、植物のタマノカンアオイ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アマドコロ、キツネノカミソリ等が分布し、谷戸の湿地はエゾノサヤヌカグサ、昆虫類のヘイケボタル及びキイロジョウカイ、魚類のホトケドジョウ、底生動物のマメシジミ類及びヤマサナエ等希少な動植物が残存する場所となっている。特に、谷戸の湿地では、キバサナギガイ(環境省:絶滅危惧 I 類、東京都:絶滅危惧 I 類)、ナタネキバサナギガイ(環境省:絶滅危惧 I 類、東京都:絶滅危惧 I 類)及びミズコハクガイ(環境省:絶滅危惧 I 類、東京都:絶滅危惧 I 類)が非常に高い密度で発見されており、陸産及び淡水産の貝類の生息地としては、都内唯一の稀有な湿地環境となっている。

また、谷戸の水域では、要注意外来種のアメリカザリガニが確認されていない 点も特徴として挙げられる。水域の外来種が少ないことが、生物多様性及びかつ ての多摩丘陵の生物相が保全されている理由の一つと考えられる。

2 自然の保護と回復のための方針

高密度に生息するキバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ及びミズコハクガイを含む淡水産及び陸産貝類の生息環境の保全を図るとともに、残された多摩丘陵の里山環境を保全していく。

また、野生動植物保護地区を指定し、希少な動植物をはじめとした里山環境の 生物相を保全する等生物多様性に資する取組を行っていく。

(1) 希少な生物の保全

キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ、ミズコハクガイ等の貝類の生息環境である谷戸の湿地は、研究者との連携を維持し、継続的にモニタリング(観測)を行いながら保全する。

(2) 水辺性の里山環境の保全

多摩丘陵の里山環境にみられるシュレーゲルアオガエル、ホトケドジョウ、エゾノサヤヌカグサ等の生息生育環境保全のため、適切な管理と継続的なモニタリング(観測)を行いながら保全する。

(3) 里山環境の保全

タマノカンアオイ、キンラン、アマドコロ、キツネノカミソリ等が生育する樹林の適切な管理と継続的なモニタリング(観測)を行いながら保全する。植栽地等は、計画的にコナラ及びクヌギが優占する落葉広葉樹林の形成を図る。

また、現状の草地環境も保全する。

(4) 農地の保全

周辺の樹林環境との連続性に配慮し、多摩丘陵において人との関わりの中で形成されてきた単山環境を保全する。

また、草地環境の保全も図る。

農地は、基本的に地権者及び農地利用者が継続して営農する。営農に際しては、里山環境保全の視点から、農薬等の使用を控える等のルールや、 草刈り等の日常の管理作業に係るルールを検討する。

また、都民ボランティアが積極的に営農に参加し、協力できるような、 都民ボランティアとの協働関係を形成する。

3 自然の保護と回復のための規制に関する事項

条例第二十四条の規定に基づき、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、 十地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

なお、本計画に基づいて実施する保全事業については、規制の対象としない。 人の立入りから動植物を保護するため、湿地部を歩く経路を定める等の対策を とる。

4 植生管理に関する事項

当区域を保全し、利活用していくに当たり、植生の現状を把握した。

これを踏まえ、2の方針に基づき、区域ごとに目標植生及び植生の管理方針を 定めた。これに従い、それぞれの地域の地形、土壌、目標とする景観又は生物環 境の特性及び利活用の計画を考慮しながら、具体的な管理方針を検討していく。

この具体化された管理方針に基づき、樹林管理(皆伐、除伐、下草刈り、落葉 掻き等)及び湿地管理(草刈り、水量調整、水田耕作等)を都民と協働しながら 継続的に実施する。 ()

また、耕作地及び果樹園については現状の耕作を継続する。当該管理の作業の成果については、継続的に観測し、植生管理に活用していく。

5 施設に関する事項

保全地域における活動で使用する機材を収納する倉庫等の施設を必要に応じて設置する。

保全地域の活用を図り環境学習を促進するために案内板、解説板等を、地域に 生息・生育する動植物を保護するために制札板、人の立入りを制限する柵等を必 要に応じて設置する。 6 保全地域の活用その他の運営に関する事項

2の方針に基づき、植生管理、施設の整備、保全地域の活用等の保全事業を進めるために、都民ボランティア、専門家、地域住民、多摩市、稲城市、東京都等で構成する協議の場を定期的に設ける。

また、都民と協働して次のように利活用する。

- (1) 森林部分においては、動植物の生息・生育環境の保全を目的とし、都民 のボランティア活動として除間伐、下刈り等を行い、樹林環境管理を行う。 ボランティア活動により発生した材は、可能な限り資源として有効に活用 する。
- (2) 谷戸部の一部は、希少な動植物の生息・生育環境の保全を目的として管理するため、利用を制限する。

また、多摩丘陵において里山として形成されてきた自然環境が、希少な動植物の生息・生育環境となっていることから、その回復を図るため、草刈り、水田耕作等を行う。それらの作業に際しては、希少な動植物の生息・生育環境に影響のない範囲で、環境学習又は体験の場として活用する。

- (3) 耕作地は、地権者の協力を得ながら、体験学習の場として活用する。
- (4) (1)から(3)までの活用を行うに当たっては、企業等が必要な人材又は資機 材を提供するなどの社会貢献活動を行う場としての活用も検討する。
- (5) 希少な動植物や、生物多様性の保全に資する研究等の場として活用する。

7 野生動植物保護地区の指定に関する事項

貝類のキバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ及びミズコハクガイをはじめと する希少な湿地の生物を保護するため、条例第二十五条第一項の規定に基づき、 連光寺・若葉台里山保全地域の谷戸部を野生動植物保護地区に指定する。

- (1) 指定区域 連光寺・若葉台里山保全地域の谷戸部 (別図2に示す区域)
- (2) 指定区域の面積 0.27ha
- (3) 保護すべき野生動物の種類

条例第25条第3項の規定に基づき野生動植物保護地区内に生息する次に掲げる動物を、捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。

両生類:ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエルそ の他の両生類全種(ただし外来種を除く。)

魚 類:ホトケドジョウ

昆虫類:ヒメアカネ及びヘイケボタル

貝 類:キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ及びミズコハクガイ

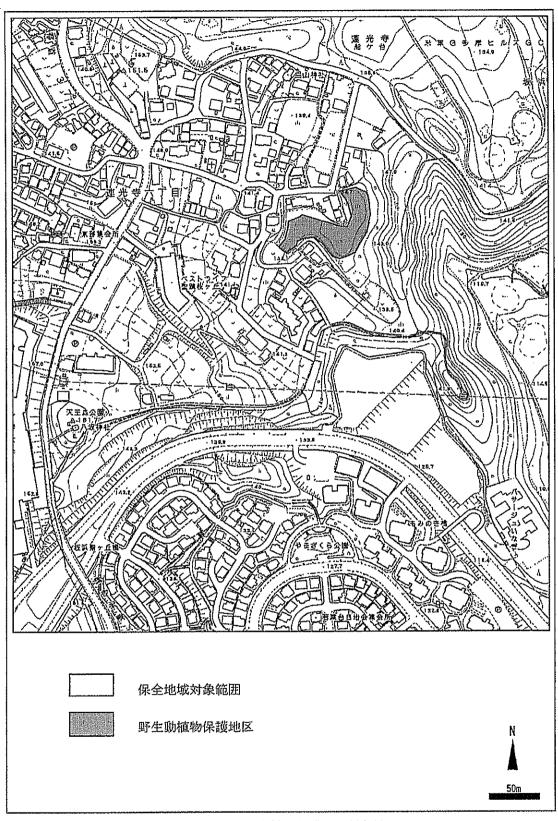


図1 野生動植物保護地区対象地

8 区域別保全・利活用の方針

保全および利活用の視点から、図2に示す5エリアに区分し、それぞれの保全・ 利活用の方針について表1に示す。また、植生図を図3に、現存植生図対応表を 表2に示す。

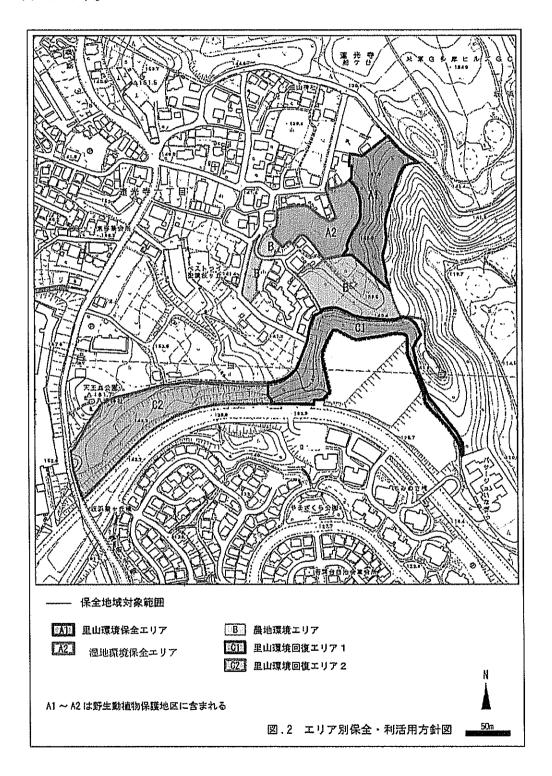
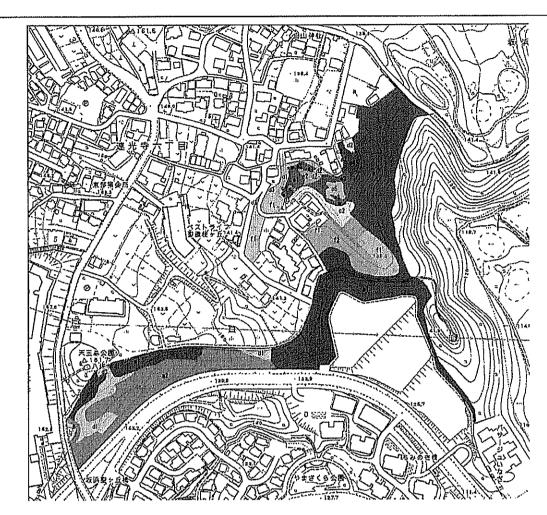


表1(1) エリア別保全・利活用の方針

11293) 126323	ン際	り会 より返行はに 水やの的
100	基本的に樹林地の管理とモニタリン を行う。 コナラ林は、豊かな動植物の生息環になるように手入れする。	立の 総の当の入機 的体区限
1.	か も を を	ラグ 、
利活用の方針	等 (((((((((((((((((((ガン しんなす
活用	本地の電子工作	くさ 生を記さたの 生 海の しょう 法 振 極 周 るる しょめ 外 こ め れ 。
区	おおけれ	と 理・ 御手 英 酒 条 本 女 力 と 理 外 多 値 放 多 値 前 多 分 値 が か が が が が が が が が が が が が が が が が が
	・基本的に樹林地の管理とモグを行う。 ・コナラ林は、豊かな動植物 境になるように手入れする。	本のす地理の性用的管るのの程とを
		を ・ 基本的に立入りを制限し、立入りは
	域 n 参 の ナ の	全 る行は入 へ境 とめ全 を 。を きが イを 、とす 管
	窓汁る。	の設置等を行い、希少額の保金を少なり設置等を行い、希少額の保金する。 小な貝類の推特と外来超対策を行 アメリングを推続して実施し、侵入がされた場合には駆除する。 はれた場合には駆除する。 の適地を部分的に維持し、へイ をの適地を部分的に維持し、へイ をの流地を部分的に維持し、へイ が、ヒメアカネ等の生息環境を ける。 田環境の復元による里山景観と、 小類やホトケドジョウをはじめと 水田環境の多様な生物相を保全す 辺の樹林や竹林は適切に空間を管 、湿地への拡大を抑制する。 クランの生育環境を保全する。
4	及 接るびク 存図	帝 宽荣等美徐に等 るョ生 歯仰を少 を種に植す緋の 里り物 切割保 種 份女(し)を弁点 口さ木 はずる
保全の方針	保し。 第回 全た に彼	い 息とガしは分力 にド様 林大璟、 環外二て駅的木 よジな はを焼
保全の	体標図ナ金 のとるラン	を の継ず維合をメ 復小の やの生 行 生持り続に部て 元ケ多 竹拡青
	茶を使やの 猫目を15時	は は は ない ない ない ない は は は ない ない ない ない は な は り は り は り は り は り は り は り は り は り
1 200	・ 容楽広楽樹林の保全及び当該区域の・ 里山環境を目標とした、クヌギ・コナッラ林の回復を図る。 ・クヌギやコナラ等に依存する生物の・ 生息空間の保全、回復を図る。	・梅の設置等を行い、希少額の保金を行う。 ・希少な見類の生息環境を保全する。 ・希少な見類の生息環境を保全する。 特に水環境の維持と外来種対策を行い、アメリカザリガニ等については中にカリングを維続して実施し、侵入が 確認された場合には駆除する。 ・日陰の湿地を部分的に維持し、公入が 破金する。 ・水田環境の復元による里山景観と、 器とエル類やホトケドジョウをはじめと かっちかい ロシアはない ロックはは 自立の世界では コート・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・
	· 聞 小 生	・行・特い二種・ケ保・力する・理・
	びヤマザクラが優占 薬樹が見られる溶薬広 、アアオイ、キンラン、 コンラン等が任育す ネザサが繋茂する。 キマダラカミキリ、ア する。	おぼみながれる 旧井 これ かまくこうた (本) 日本 (本) 一
	及びヤマザクラが優占な難が無が見られる落様だる。 ひンアオイ、キンラン、フェンラン・キャラン・マネザサが繋洗する。 マネザサが繋洗する。 きャマグラカミキリ、アきする。	地るブナ〜征 谷々的ロ や水及並りに。群ムイ類 底グよジ ヨ田びび、 現名者のクタカ 正ちく " こぼごにご
	ザ昆 インがラクら 、 等繁力	樹て またネす はや比キ 群まル場て林いウカ、る 、ス較イ 落で類所お
の自然特性	及びなった。 が対して、 が対して、 がかいて、 がかいたない。 できまれていた。 できまれている。	際呈牛化ア選 部ノ類リ ガジガ産なのしシしカ好 でサが、 マ年エ卵っ
第 回	及広るカシマや思り葉。ソコネキす	注意答う 景 らわかく 毘 上直に一、密及乾と塩 中エなと 在平アル地る一水をひ爆メを 研ソ貝バ は成为のと。
現況	/ ボラタクはクジー / ボラマンアガも	流音べてす信 部群 しんはろまオの見部い群やるい か落希キる、がたガ繁らにあるなる。 りゃりこ。 ヨン・コ あお
	ラ木とに半部々ミ、になはンにクな	のやゾー分や 上ガす所み流てたルョ等下部ン部布薄 続マるでら知い。アウが
	・コナラ、シず類及 し、筋木には舗線店 、筋木には舗線店 ・林床にはタっている ササバギンラン、、 っ 一部にはアメ・ ・ トラタクワガタペ カ・・ カッジミなども は	・谷戸の下流部は、水縣の樹林地に覆む む、やや海暗い環境を呈している。 今底面 にはミゾンパ群落及びキショウブ群務が分 布し、一部にやや環線化したカナムグラ群 路等が分布する。ヒメアカネ、ヘイケボタ たる。 ・谷戸上流部から中流部では、谷底面には ヨシ、ガマ群落やエゾノサヤヌカグサ群容 が分布する。希少な貝類が比較的よく見ら れる場所で、キンヒバリ、キイロジョウカ イ等がみられる。 ・最上流部は、現在はガマ群群やヨン群落 じなっているが、平成23年まで水田環境が 見られた。また、アカガエル類及びショ レイルアオガエルの産卵場所並びにホト ケドジョウの繁殖地となっており、シオヤ トンボ等が見られる。
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・才に才深パナ・ミカカイ・と見しクト
	↓	₩
エリア名	山環境保全:リア	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
H	10円 20円 30円 30円 30円 30円 30円 30円 30円 30円 30円 3	温地藻境保全エリア
	A1 H 田 H	A2

表1(2) エリア別保全・利活用の方針

		アルー (2)1次	数1(2) ナッノ加水田・小位用のカ町	
	エリア名	現況の自然特性	保全の方針	利活用の方針
a	農地環境エリア	・谷戸の集水域に位置し、水源涵装の役割 を担うとともに、里山の様な景観を形成している。 ・放棄地や果樹園の草地にはクルマバッタ、ショウリョウバッタモドキ等が生息する。	・基本的に、現在の営農を継続して実施する。 ・機地と草地環境を保全する。 ・智殿者及び地権者との協議を行い、・現状の営農者を尊重しつつ、農薬の加の体験教育等の場としての活用を検使用、施肥及び草刈のルール作りを行討する。 ・草地環境の維持管理を通して、当該地域の希少性及び価値を周知し、環境地域の希少性及び価値を周知し、環境地域の希少性及び価値を周知し、環境や習の場として活用する。	・基本的に、現在の営農を継続して実 施する。 ・営農者及び地権者との協議を行い、 畑の体験教育等の場としての活用を検 討する。 ・草地環境の維特管理を通して、当該 地域の希少性及び価値を周知し、環境 増留の場として活用する。
73	異山環境回後 エリア 1	・コナラ、シデ類、ヤマザクラが優占し、 低木には常緑広葉樹が見られる溶薬広葉樹 林となっている。 ・林床のほとんどはアズマネザサが繁茂す るが、尾根道脇にアマドコロ、樹林地の裾 にキンラン等が見られる。	・落葉広葉樹林の保全及び当該区域の 里山環境の保金を目標とした、クヌ ギ・コナラ林の回復を図る。 ・クヌギ、コナラ等に依存する生物の 生息空間の保全及び回復を図る。	・当該区域の希少性及び価値を周知し、環境教育の場として活用する。
22	異山環境回復エリア2	・コナラ、ヤマザクラ等が植栽されて高木林となっているほか、ススキ草地が分布する。草地環境には、ショウリョウバッタモドキ等が生息する。	・溶薬広薬樹林の保全及び当該区域の 里山環境の保全を目標とした、クヌ ギ・コナラ林の回復を図る。 ・クヌギ、コナラ等に依存する生物の 生息空間の保全及び回復を図る。 ・草地環境の維持及び管理を行う。	・当該区域の希少性及び価値を周知し、環境教育の場として活用する。



----- 保全地域対象範囲

野生動植物保護地区

高木林

コナラ林

102 植栽樹林

低木林

6 低木植栽

竹林

[0] マダケーハチク林

c2 モウソウチク林

乾性草地

d1 ススキ群落

d2 カナムグラ群落

d3 荒地雑草群落

農地

折1 畑地

f2 果樹園

湿性草地 ・ ヨシ群落

62 ガマ群落

182 キショウブ群落

100 ミゾソバ群落

e5 エゾノサヤヌカグサ群落

開放水域

開放水域

宅地等

g 道路・構造物等

図3 現存植生図

表 2 東京都現存植生図番号対応表

# 40 W 5	9483 (Son 1676)	il i		植生	(5	全。	利活用	コエリフ	Ž _{erik} a i
	大区分		和区分 第15章	番号	A1	A2	В	·C1	C2
а	髙木林	al	コナラ林	19	•	•	•	•	•
		a2	植栽樹林	33					•
b	低水林	b	低木植栽	66					•
c	竹林	cl	マダケーハチク林	28		•		·	
		c2	モウソウチク林	28		•	•		
d	乾性草地	d1	ススキ群落	30					•
·		d2	カナムグラ群落	34		•			
		d3	荒地雑草群落	36		•	•		•
е	湿性草地	e1	ョシ群落	11		•			
		e2	ガマ群落	11		•			
		е3	キショウブ群落	11		•			
		e4	ミゾソバ群落	40		•			
		е5	エゾノサヤヌカグサ群落	40		•			
f	農地	f1	畑地	35			•		·
		f2	果樹園	38			•		
W	開放水面	W	開放水面	74		•			
g	住宅地	g	道路・構造物等	70					•

9 エリア別目標植生・管理方針 エリア別の目標植生及び管理方針表 8~7 に示す。

表 3 A1 里山環境保全エリア 管理方針

10.50			現存の植生。	i i	棚とする撤生 🦠						307
	エリア名	番号	名称	番号	名称	管理方針及U方從	★#★	おしま	C格集	加坡	E 車 地
A1	里山環境保全 エリア	al	コナラ林	5	二次 林 (コナラ林)	林康の注目すべき種を保全するため、林康の注目すべき種を保全するだり、林康の下刈りを冬季(12月及び1月)に攻旋する。林康、夏季(7月)と実施する。下刈りをする場合は、ダマノカンアオイへの影響がない様に、必要な場所では目印をつける等の配慮を行う。 が未終や宅地等に近い場所には、ヤブを投す場所も設定する。 長期的には環境に配慮しながら皆伐による森林の更新を図る。	3	2	1	1	

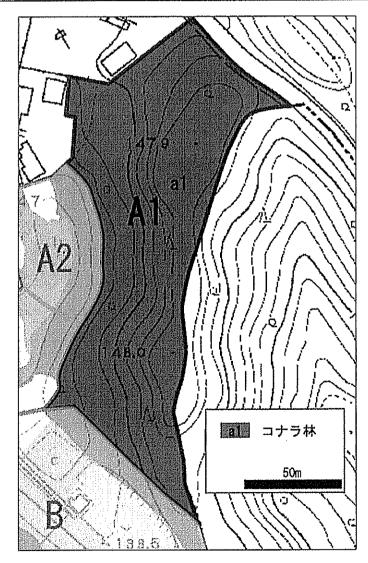
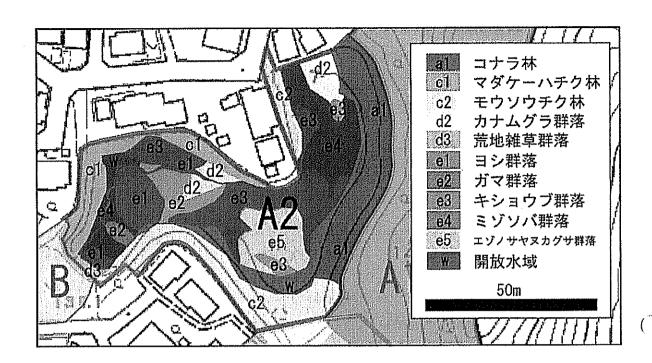


表 4 A2 湿地環境保全エリア 管理方針

		22	現状の損生	××r	際とする技生		2622		98	910		
	エリア名	看出	44	番牙	4.46	管理力计及证力值	人主体	B 下 及	化麻	植数	他	- 野生動植物保護地域の管理方式
	湿地研究保全 エリア	ni	コナラ林	5	二次非 (3+94)	必要に応じ権利りや前役を行う。 樹林と湿地の状況を見ながら、順応 的な管理を行う。	3	2	1	ı	[_];	キバサナギガイ、ナタネキバサナギ ガイ、ミズニハクガイ、ヒメアカネ、 ヘイケボタル、ホトケドジョウ、ニホ ノアカガエル、ヤマアカガエル、シュ
	(野生動植物 保護地区)	c)	マダケーハチク林 ・	7	竹林 (マグケーハリク林)	現状の竹体が拡大しないようにする。 る。	3	3	2	1	- 4 = 5	ンーゲルアオガエル等の奇少種が生息ける湿地を壊を一つのピオトープユニットとして捉え、一体的な管理を行う。
YS		c2	モウソウチク排	7	竹林 (やウソウチ9 株)	現状の物種が拡大しないようにする。 一部に1、2本程度の逆度にする。若い竹を在す頃にし、若い竹を在す頃にし、若い竹林 を推納する。	J	3	2	1	を行うには節・おりおめる。し	・ 程連の外段保に操を設け、別角を を行うことにより、希か値の持ち を行うことにより、希か値ので、 を行うことにパップーでの外来値の侵し でがメカガザリのモニタリングを定け、 に行い、排除する。 では、単独価にで、は、単額もが現らに では、などし、見らに はりによったでも近いでも近い。 はりによったでも近いとない。 はりながれたいでも近い。 はりながれたがではなどのよりを はりながれたがではない。 はりないでも近いではなどがある。 ないえられた場合にないない。 はりないまかかもは、 はりない。 はりない。 では、 はりない。 はりない。 では、 はりない。 では、 はりない。 はりない。 には、 はいまない。 はいない。 はいないない。 はいないない。 はいない。 はいない。 はいないない。 はいないない。 はいないないないないないないないないないないないないないないないないないないな
		d2	カナムグラ群落	10	北生众追 (高4以以第0米)	住宅地が保接するため、住宅地からの光を送る投資市としての役割を 被封する。 群体の一部は、木田環境に依存する生物の保全を目的とした排記を行い、役地化を切る。	-	-	-	3	4 2 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	がぐ、 ・外周樹林の拡大を防止するととも に、林森の自当たりに配慮し、ヘイケ ボタルやヒメアカネ等が生息する目は の連進を維持する。 ・カエル抗やホトケドジョウ等の生息
			ヨシ群帯	10	水生草地 (ヨン詳語)	基本的には事を加えない。 負折のモニタリングを行い、専門 取の基見を聞きながら、最適しを負 くする等の対策を適立行い、順応的 な特項を行う。	_	-	_	,		する米田原境を保全するための耕作等 を行う。
			ガマ群落	10	水生草地 (ガマガ茶)	画像の一部でカエル領やホトケド フト等の水田環境に保存する生物 の保全を目的とした水田珠作を行う、水田環境の状況を見ながら、環 成的な作堂を行う。 最初のモニケリングを行い、専門 平の進見を飼きながら、原味的な管 遅を行う。	-	-	-	1	1	
		03	キショウブ酢溶	10	水生草地 (水田社草群落)	複数年かけて、キショウブを除金 し、ヨシな趣味の高等遺性な地への 移行を図る。 月気の生息環境に配慮しながら、 環境的な管理を行う。	-	-	-	1	4	
	The Table of State of	64	ミソソバ群落	10	永生基地 (太阳杜基拉雷)	西側の一部でカエル類、ホトケド ジョク等の水田環境に放在する生物 の係会を目的とした木田坊作を行 い、 睫料原金の回波を引る。 木田県 娘の状況を見ながら所応的な管理を 行う。	~	•	-	1	2	
		e5	エソノ サヤヌカグサ 群落	10	水生草地 (木田社草群落)	現状を見守りながら、必要に応じ で部分的に排伝するなどの、陰切的 な情報を行う。		-	-	ī	2	
		W	朋故水而	100	その他 (開北本画)	現状を見守りながら、項債物が多い。 い国所の程を対せるなどの、層応的 な管理を行う。 「現本協所については、生物や水の 状況を建遂しながら、現状復行す る。	-	-		1	-	



なお、保全・利活用の方針と目標植生に基づいた湿地の管理方針図を図4に示す。

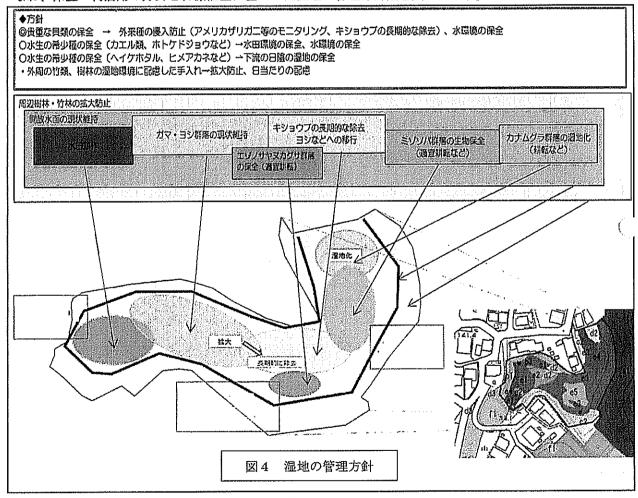


表5 B 農地環境エリア 管理方針

		8.08X	現存の植生	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	標とする植生			ža iš	Wal.	20	ari,
	エリア名	群身	名称	番号	名称	管理方針及び方法	★ 生 ホ	四下其	の物帯	D植栽	E 北地
В	農地環境 エリア	a1	コナラ林	5	二次林 (コナラ林)	晨地に隣接する樹林地の林床は、明 るい林床を維持するため、冬季(12月 及び1月)に下刈りを行う。また、耕 作地が日陰にならないように、徳刈 りや間伐を行う。	3	2	1	1	-
		c2	モウソウチク林	7	竹林 (モウソウチク株)	展地に辞接する竹林は、竹林の密度 を一坪当たり1、2本程度に伐採す る。伐採は、夏季(8月及び9月)に 行うのが効果的である。また、耕作 地が日陰になったり、竹林が広がら ないように認刈りや間伐を行う。	3	3	2)	
		f1	如地	100	その他 (畑心)	基本的に地様者や耕作者の意向に 沿って、管農を維模するが、保全地 域の主旨として、自然環境を保全す る目的から、農薬の使用等について は、極力控えるように協力を得るよ うにする。 ボランティア活動団体が耕作に協 力し、自然環境保全のための農地保 全を行うことも検討する。	. I.	1	-	2	6
		f2	果樹園	100	その他 (集制剤)	基本的に地植者や耕作者の意向に 沿って、営農を継続するが、保金地 城の主旨として、自然環境を保全す る目的から、農薬の使用等について は、極力控えるように協力を得るよ うにする。 ボランティア活動団体が耕作に協 力し、自然環境保全のための農地保 全を行うことも検討する。		-		2	6
		d3	荒地雑草群落	11	二次草地 (流地牧草群落) (スス辛群落)	排作地に隣接する場所では、1m程度の幅で年に2、3回程度刈取りを行い、背大が高くならないな地環境を維持する。 その他の地域では、年に1回程度(2月)刈取りを行い、ススキな地等の高茎な地の環境を維持する。	-		-	1	2 . 4

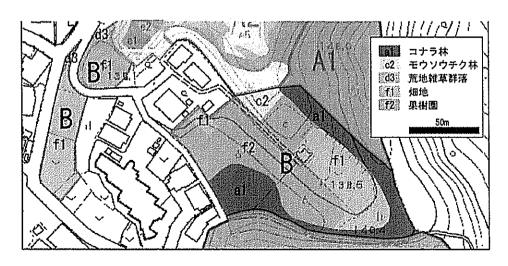


表 6 C1 里山環境回復エリア 1 管理方針

1	isavestė paramat	140	現存の植生	建維	標とする植生		13. E				編書
	エリア名	番号	名称	番号	名称:	管理方針及び方法	人主米	B 下	C 溶 薬	D 植 穀	E加地
C1	里山環境 回復エリア1	a1	コナラ林	5	二次林 (コナラ林)	林床を明るくする区域、鳥類等の 繁殖地としてヤブを殺す区域等の区 城を設定した管理を行う。林床を明 るくする区域では、夏季(7月)と冬 季(12月及び1月)に下刈りを実施する。ヤブを残す区域では、アベマネ サガが密生しすぎないように、様子 を見ながら2、3年に1回冬季に下刈り を行う等の対応を検討する。商内 では、密生する場所では間使を 行う。	3	2	1	1	

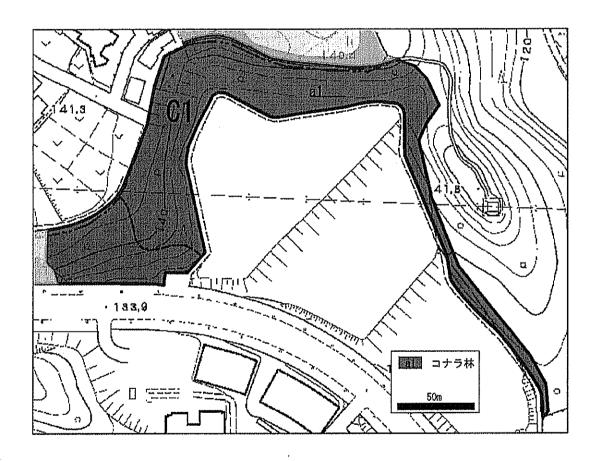
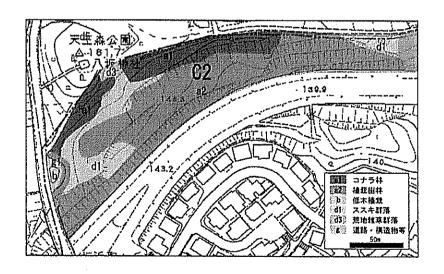


表7 C2 里山環境回復エリア2 管理方針

编修	f die regileer tij de be	LEVE Y	現存の植生	E S	標とする描生							
	エリア名	番号	名称	番号	名称	管理方針及び方法	人生木	B 下 華	C 格 李	D 植蝦	E 地 地	
The same of the sa		al	コナラ林	5	二次林 (ロナラ朴) ·	林康を明るくする区域、鳥類等の 緊強地として十プを投す区域等の区域を設定した管理を行う。林康を明るくする区域では、夏季(7月)と来季(12月及び1月)に下刈りを実施する。ヤブを及す区域では、アズマネザサが密生しすぎないように、ベチウを見ながら2、3年に1回冬季に下刈りを行う等の対応を検討する。間次を行うでは、密生する場所では間役を行う。	3	2	1	1	-	
		a2	植栽樹林	5 / 11	二次林 (コナラ林) /二次草地 (ススキ群落)	間伐と下刈りを行い、コナラ林へ移行する。ススキ群落に隣接する場所では、ススキ群落のまとまりを考慮し、一部をススキ群落がに草地化することも検討する。	3 /	2 /	1 /	1	- / 2	
	里山環境 回復エリア2	b2	低木植栽	6	植栽木 (低水血稅)	道路に囲まれた場所でサツキが植 我されている現状を維持する。	1	2	1	1	-	
C2		dl	ススキ弾落	1	二次草地 (ススキ群落) (流地様花群落) (流地様な群落) /二次林 (コナラ朴)	ススキ群落、荒地雄草群落(低型 取地)の区域を設定して管理する。 ススキ群落は年に1回程度(2月)に 対取りを行い、ススキ草地等の高茎 充地の環境を維持する。 荒地建草群落(低茎草地)は、年 に2、3回程度刈取り、背大が高く ならない草地環境を維持する。 植殺樹林に降漿する場所では、植 穀樹林のまとまりを考慮し、群落の 一師をコナラ林へ移行することを検 関する。	- / 3	- / 2	- / 1	1	2 . 4 / -	
		d3	荒地雑草群落	11	二次章地 (ススキ群落) (環地体革群落)	天神森公園に隣接する場所では、 年に2、3回程度刈取りを行い、背 大が高くならない草地環境(低至草 地)を維持する。 ススキ群落に関接する場所は、状 況に応じてススキ群落とするか、低 至草地を広げるかを検討する。	-		-	1	2 . 4	



植物群落名及びその植生図番号と植生自然度一覧

(東京都現存植生図(2007年版)より)

区分	区分 2	区分3	凡例 番号	植物群落名		
			. 1	スダジイーヤブコウジ駐集 タブノキーイノデ軽集		
ŀ			2	タフノギーイノデ発薬 シニート: 1944 フレンジャのません		
i		公 稳庆慈树林	4	シラカシ教教 ケヤヤ鬼科教		
Į			5	シラカシ群集 モミ亜群族		
-		1	6	ケヤキーシラカシ屋敷林		
			7	モミーシキミ群集		
1		河畔林および湿生林		ケヤキーイロハモミジ科集		
			8	ハンノキーナニスケ野郷		
	^	前切林 .	10-1	タアアナ科教 リマアモ協不体 マラリオーセス教(オーマルーナ)		
	1	7"3 ALC 11"	10-3	オニグルを輸送		
	•	スゲ湿性植生	11	「カサスゲ群集(他(ヨシースゲ緑地)		
		党水河边有水油物群族	12	才半許獎 他 (冠水河辺草原-中流館)		
	1	1(7)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)	13	ツルヨシ群集 他(冠水河辺革第一上流都)		
	1	抽水植物群落		マンモーウキャカラ群集		
	ļ	技沒能讓些		コン6776 こ。ナカイザ性 (A (15:20state)		
	į	浮乘植物群落		アルインの世紀 18 7年1月21日 王/		
		111111111111111111111111111111111111111	. 17	ムクノキーミズ本軽減		
		 	18	コナラーイイギリ群落		
		夏森広葉二次林		コナラークヌギ群集		
				コナラークヌキ群集。アカマツファシース		
				コナラークリの科技		
1	ļ			ニセアカシア後は(その他度及水気出版は)		
]		23-2	ニセアカシア群落		
	í	10林	24	クロマツ横林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		日本				
				スキ・ヒノキ項林		
		竹林 28 モウソウテク・マダケ林 20 メダケ酢塩 林緑植物群落 34 カナムグラークズ群集 30 ススキーアズマネ・ザサ群集				
	l	竹林		1447 tis		
		林镍植物群落		カナムグラークズ群集		
	В		30	ススキーアズマネザサ群場		
				ススキーチガヤ群落		
		二次革原および人工草地		ヨシーオオクサキビ群落		
				人工シハ草地 現状は、後に対象性は		
1				技事場、終17次(資車場)		
		海地雜草群落		エン・インソーカンへにシャン研集(株形四班半研究/ ヒメシカショデギーナナアレデノギカ発液(株性物を研練質単弦)		
		33 牧草地、緑化法高草地 知地雑草群落 35 ニシキソウーカラスビシャク研集(研作畑雑草群落 36 ヒメムカショモギーオオアレチノギク群落(耕作放廃畑雑草群落 37 不畑 樹木畑 38				
ļ	ļ	33 牧草地、鞣化法菌基地 35 ニシキソウーカラスビシャク群集(耕作短雄草群落) 36 ヒメムカショモギーオオアレチノギク群落(耕作放養畑雑草群落) 37 茶畑 41木均 38 接葉果樹園 38 接葉果樹園				
		多年生路傍植物群落		セイタカアワダチソウ経済		
		38 上海部里花		マナイニー・フリー・アングログ 10 (地質戦争を済)		
!				オオイヌタテーオオクサキビ計算 他(興力地雑賞群落)		
	i		45	コナギーウリカワ群集 他 (耕作水田雑草群落)		
	ļ	W # 15 45 61.18		ミゾソバ料像		
ł	Į.			舌ミーイヌブナ 許浄		
1		山地夏森広葉樹林		フナーツクバネウツキ料理 現型連群集 興型変辞集		
				プナーツクバネクツナ群衆 英型照け飛 ツフンロセミ変群長		
	١.			コメッガーウラジロモミ競技		
	A	11.46.44.76.11.44				
l	1	TTTE 21 36 23 44	53	(ツガーミツバツツシ群集 真要事群為		
	1			ツガーミツパツツシ群集 ヒノキ亜群集		
1		山地漠谷林		シオジーミヤマクマワラビ群集		
	-	101146軍鎮庁第二次士		プサザクラータマアンサイ料料 にアナモークは軟体/ファルスーグをおいくW第4本がの		
	1	植林		カラマツ積林		
1	1			スズタケ群落		
	В		60	ススキーヤマトラノオ群集		
ŀ	"	山地二次草原		フルバダケブセニャフアの教育		
	1	1		ススキーマルバハギ群落		
	1	伐採篩地低宋群落	61-1	マルバダケフキーヤマカモジグサ群落 タラノキークサイチゴ群集他		
 	+		63	1シラピソーオオシラピソ群集 コメッガ亜鉄集		
m	A	正高山風街草原	64	アンピンーカインラビン研集 コアンル単្		
L	В	竟高山夏森広葉二次林	65	ダイカンパーネコシテ辞著		
			66	掛群をもった公園、基地など		
l	1		67	緑の多い住宅地		
1	1		68	様の少ない市街地・住宅地		
īV		そのいのもいちの	69	工場地		
114	-	その他の土地利用	70	造成地, 人為想地 提右地		
1	1		72			
ļ			73	広いコンクリート地		
L_		1	74	加放水堰		
				(AST) to M. Leb		

昭和52年2月 東京都 自然環境保全審議会決定

保全地域における植生保全の考え方と管理方針

(1)に大別する現況の袖生について、(2)のような考え方により、(3)の目標を設定して、その管理方針及び方法を(1)から選別する。

(4)管理方針及び方法	A 生本の取扱い 1 は保せず、現在の状菌を維続させる。 2 は保せず、憑移に容れて自然材への移行を回る。 3 は保せず、憑移に完ねて自然材への移行を回る。 4 は保して特権の転換を回る。あるいは、特種の転換 速度を早める。 B 下草及び下層木の取扱い	 下刈り、除住は行わず、現在の状態を総続させる。 増積、時期、場所を選んだうえで、下刈り、除住を行い、 目標とする種生への移行をほす。 金面的に下刈りを行う。 C 落葉・落枝の取扱い 世級を行わない。 	1 1	1 行わない。 2 間後とする極生の構成単種の極数を行う。 3 防災開催業を行う。 4 野生動物の食質植物の施裁を行う。 5 規削用極急を行う。		2 現状の単粒のまま、刈り取りを行う。 3 自然の侵入を持って、放置する。 4 自然の侵入を持って、刈り取りを行う。 5 福養又は極え付けの後、放置する。 6 屠種又は越え付けの後、刈り取りを行う。
(3)目標とする極生	2					
(2)保全の考え方	原削として、現状のまま保全とする。	(ア) 現在すでに自然権生に向かいつつある様本林は、下刈りや落葉採取を行わず、自然林への移行を図る。 (イ) 周辺の状況等から明るい林として存続させるべきものについては、下刈り、際は等を行う。 (ウ) 現在も滅送等の利用を行っている林については、利用債行は専選するが、战煤の方法及び型について一定の制限を加える。	. Kitar .	(7) 山地、河川教等の自然草原は、原則として恐状のまま保金する。(イ) その他の二次草原については、周辺の環構発件や地域としての多様性を地域にして、草地としての保存、自然林もしくは	二次は人の誘導権執等、その方法を選択する。 地域の状況に応じ、個々に定める。	落名及びその福生図番号一覧の番号である。 、 目標選成のために当初定めた管理方針が不適当となった場合 、
(1)現況の福生	過去に一度も保保や下刈り等の干渉が加わっていない原生状のですがが加わっていない原生体及びに大力ないではない。人名のな干渉が加わらなかったと表現や場覧組度が自然特に近づいている特	自然林と格芸林以外の、二次 的に形成された林。現在も人手 が入っているか、人手が入られ くなっても明らかに自然林とは 異なる、雑木林、マツ林等の林	スギ、ヒノキ、アカマツ等の人工協業井	権生の大部分が存本で占められているとこ。 はたいるところ(称上自然対所、過順、光明、光年が出版が 体)		注1.(1)の右握の指号は、別数-1値生酵塔名. 注2.(1)は、絶生が変化した結果として、目 は、適宜管理内容を変更する。
	自然林 1~10 .17~56 63	11 17 17 13 13 13 13 13 13 13 13 14 14 14 14 14 14 14 14 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16	插载林 23~28 58	本序 11~15 29~34、36 -10~44、46 69~62、64	その他	班4.2

, • () • • €,1 •

保全地域制度の概要

1 保全地域とは(条例第17条)

「東京における自然の保護と回復に関する条例」により、良好な自然地や歴 史的遺産と一体になった樹林などを東京都が指定する制度です。

保全地域は以下の5種類があります。

- 1) 自然環境保全地域 大部分が天然林からなる森林の区域、貴重な動植物の生育地等の区域で、 自然の保護が必要な区域
- ② 森林環境保全地域 植林地を対象とし、自然の回復・保護が必要な区域
- ③ 里山保全地域 丘陵地の農地や雑木林等を対象とし、自然の回復・保護が必要な区域
- ④ 歴史環境保全地域 歴史的遺産と一体となった自然を対象とし、自然の保護が必要な区域
- ⑤ 緑地保全地域

市街地近郊の樹林地や水辺地を対象とし、自然の保護が必要な区域 現在、東京都では50箇所(約758ha)の保全地域が指定されています。

【保全地域(イメージ図)】

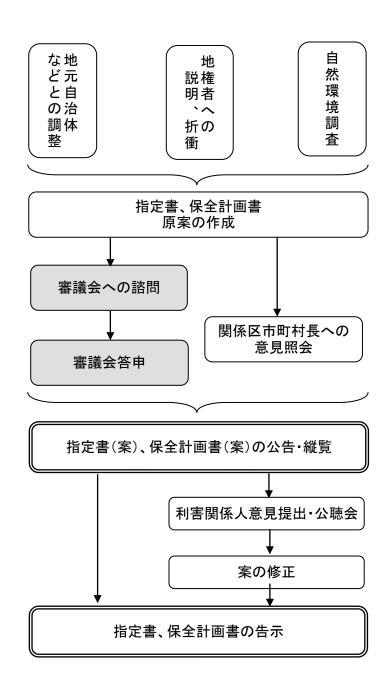








保全地域指定事務の流れ



2 指定された場合の行為制限(条例第24条)

保全地域の指定を受けると、公有地・民有地を問わず、以下に掲げるような 行為が制限されます。

- ・ 建築物や工作物の新築・改築・増築
- 宅地の造成や土地の開墾など、土地の形質変更
- ・ 鉱物掘採や土石採取
- ・ 水面の埋め立てや干拓
- ・ 木竹の伐採
- 車の乗り入れ など

なお、以下のケースのように、緊急性・公共性が高く、やむを得ない場合は、 この限りではありません。

- 例)・斜面が崩壊してコンクリート塀による補強が必要な場合
 - ・ 隣接地に枝が越境して剪定が必要な場合
 - ・ 水道管の埋設や電柱を立てる場合 など
- ※ 保全地域は、レクリエーション等を目的とした都市公園等とは異なり、良好な自然を保護し次世代に引き継いでいくためのものです。

このため、上記に掲げた行為のほか、火気の使用やマウンテンバイクの乗り入れ等はできませんが、自然を良好な状態に保つための保全活動(間伐や下草刈など)のほか、調査研究や自然観察会、散策などの利活用を行うことができます。

3 土地の買入れ制度(条例第34条)

前述2の土地利用制限の代償として、所有者から土地の買入れの申出があった場合は、都による買入れが義務づけられています。

土地は、東京都が時価により買入れることになります。

4 野生動植物保護地区(条例第25条)

(1)指定と規制内容(条例第25条)

保全地域内(自然環境保全地域及び森林環境保全地域では特別地区内)に固有の動植物や特定の野生動植物で稀有なもの等、特定の動植物の保護のため保全計画書に対象種を明記し野生動植物保護地区を指定し、野生動植物の捕獲又は採取等を禁止することができる。

例外:非常災害、保全事業、通常の管理行為で軽微なものや学術研究 等

(2)罰則規定(条例第65条)

違反者には「6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金」が科せられる。

保護地区 指定地域	保全地域 指定年度	保護地区 指定年	地域 面積	保護地区面積	採取を禁止する 生物種
八王子東中野(緑)	昭和 62 年	昭和 62 年	1.1ha	カタクリ等の生育する部分の土地(民有地:無償借地)	ヤマルリソウ、ヤマトリカブト、 タマノカンアオイ、カタクリ、ワ ニグチソウ
図師小野路 (歴環)	昭和 53 年	平成 16 年	36.6ha	0.63ha (都有地のみ)	ミズニラ、ミズハコベ、アブノメ、 ミズオオバコ
横沢入(里山)	平成 18 年	平成 18 年	48.6ha	48,6ha (都有地 • 民有地)	トウキョウサンショウウオ、ホト ケドジョウ、ゲンジボタル、カン アオイ、キンラン、エビネ
連光寺・若葉台 (里山)	平成 26 年 11 月	平成 26 年 11 月	3.3ha	0.27ha (都有地のみ)	ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル、その他の両生類全種(ただし、外来種を除く)ホトケドジョウ、ヒメアカネ、ヘイケボタル、キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ、ミズコハクガイ